

通訳等ボランティア専用図書の出借について

(公財)香川県国際交流協会の通訳等ボランティアに登録されている方に限り、貸出を受けることができます。

1 対象図書

通訳等ボランティア専用の図書として登録されている、通訳や日本語指導等に役立つ図書
(「通訳等ボランティア専用図書リスト」を参照ください。)

2 貸出冊数及び貸出期間

A 通訳等ボランティアとして登録している方 [通訳等ボランティア]

- 冊数：5冊まで
- 期間：30日

B 通訳等ボランティアであることに加え、県市町教育委員会や当協会からの要請で、小・中学校等で外国籍児童生徒等に継続的な指導を行っている方 [学校派遣等]

- 冊数：10冊まで
- 期間：120日(ただし、原則として学期終了月の末日までに返却してください。)

※注 上記の期間内においても、他のボランティアからの貸出希望があった場合等は、返却を求めることがあります。

3 利用開始にあたって

通訳等ボランティア専用の利用者カードを作成いただきます。「ライブラリーカード登録申請書」にご記入ください。

※注 上記A、Bいずれの場合もボランティア登録証をご提示いただきます。また、Bの場合は、現時点での派遣校/児童生徒在籍校についてもお尋ねします。

4 貸出手続き

通訳等ボランティア専用の利用者カード(A 通訳等ボランティア:緑 B 学校派遣等:ピンク)をご提示ください。

※注

- Bの場合は、貸出時点での派遣校/児童生徒在籍校についてお尋ねします。
- AとBのカードは同時に使うことはできません。
- 一般図書の貸出の場合も、A、Bのカードを利用できますが、貸出期間は2週間となります。

5 注意

貸出図書をコピーして教材として利用することは、一定の範囲で認められていますが、利用の方法により著作権法に違反することがありますので、ご注意ください。(裏面参照ください)

参考 著作権法(抄)

(学校その他の教育機関における複製等)

第 35 条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。